

プロジェクト 税効果会計

項目 今後の検討の進め方

本資料の目的

1. 本資料は、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の検討状況を踏まえ、今後の検討の進め方について審議することを目的とする。

背景

2. 第 1 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、検討の範囲及び進め方が審議され、今後の具体的な進め方として、以下のとおり行うこととされた。
 - 専門委員に対し、検討の対象とされた実務指針について、現状の取扱いに関する課題の洗い出しを依頼する。
 - 現状の取扱いに関する課題が指摘された論点については、専門委員会において、取扱いの見直しを行うか否かについて審議を行う。
 - 特に現状の取扱いに関する課題の指摘がない項目については、原則として、現在の日本公認会計士協会の実務指針の内容を踏襲し移管する。

<会計制度委員会関係>

- (1) 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 6 号）（以下「連結税効果実務指針」という。）
- (2) 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 10 号）（以下「個別税効果実務指針」という。）
- (3) 「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 11 号）（以下「中間税効果実務指針」という。）
- (4) 「税効果会計に関する Q&A」（会計制度委員会）（以下「税効果 Q&A」という。）

<監査・保証実務委員会関係（会計処理に関する部分が含まれるもの）>

- (5) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）
- (6) 「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（監査委員会報告第 70 号）（以下「監査委員会報告第 70 号」という。）
- (7) 「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第 63 号）（以下「諸税金に関する実務指針」という。）

3. 第 3 回専門委員会では、寄せられた課題については、論点が広範にわたっているた

め、各論点の検討にあたっては、これらをグルーピングし（別紙 1 参照）、グループごとに検討順位を決定した。具体的には、以下のとおりグルーピングし、グループ 1、グループ 2、グループ 3 の順に検討を進め、グループ 3 については、グループ 2 の検討が進んだ段階でスケジュールを検討することとした。

- グループ 1：税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点
- グループ 2：繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点
- グループ 3：個別の特定の取引に関する取扱いなどグループ 1 及びグループ 2 以外の論点

今後の検討の進め方に関する事務局案

4. 全体的な整合性を確保する観点からは、第 2 項に記載している日本公認会計士協会から移管する実務指針を、同時に移管し公開草案を公表することが望まれる。しかしながら、組織再編など個別の特定の取引に関する取扱いが含まれるグループ 3 の論点すべての検討が完了するまでには、今後、相当の時間を要することが見込まれる。
5. 一方、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点について検討を進め、議論を掘り下げていく中では、監査委員会報告第 66 号に対する問題意識の強さから、繰延税金資産の回収可能性については、先行して早期に公開草案を公表して広く意見を募るべきとの意見が複数聞かれる。
6. これらの意見を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針は、先行して移管することとし、残りの実務指針については、その後、一括して移管することとしてはどうか。

適用指針へ移管する案

7. 仮に、繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針は、先行して移管することとした場合、日本公認会計士協会の実務指針から企業会計基準委員会の適用指針への移管方法としては、次のような方法が考えられる。
 - 連結税効果実務指針、個別税効果実務指針及び税効果 Q&A は、回収可能性に関する部分を除き、一つの適用指針（仮称として「税効果会計に係る会計基準の適用指針」とする。
 - 連結税効果実務指針及び個別税効果実務指針のうち回収可能性に関する部分、並びに、監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を 1 つの適用指針

(仮称として「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」とする。

8. 仮にこの案の方法によった場合の、税効果会計の基準体系は、以下のようになると考えられる。

最終的な体系 (案)
・ 税効果会計に係る会計基準
・ <u>税効果会計に係る会計基準の適用指針 (仮称) *1</u>
・ <u>繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (仮称)</u>
・ <u>中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針 (仮称) *2</u>
・ 「法人税、住民税及び事業税」等の会計処理に関する適用指針 (仮称) *3

*1 連結税効果実務指針、個別税効果実務指針及び税効果 Q&A を移管することを暫定的に想定している。

*2 中間税効果実務指針を移管することを暫定的に想定している。

*3 諸税金に関する実務指針を移管することを暫定的に想定している

ディスカッション・ポイント

上記の今後の検討の進め方に関する事務局案について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙1)

専門委員より寄せられた課題のグルーピング

グループ1

税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点（以下、各論点の番号は「現行の実務指針に関する課題の一覧」における課題番号を参照している。）

- 未実現損益の消去に係る税効果（1番～3番）
- 子会社等の留保利益に係る税効果（6番、8番～9番）
- 子会社への投資に係る将来加算一時差異の税効果と繰延税金負債の支払可能性（4番及び21番）
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（16番～17番）

グループ2

繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点

主に監査委員会報告第66号に関連する論点

- 例示区分、将来の合理的な見積可能期間など監査委員会報告第66号の全般に関する論点（29番～37番）
- 例示区分4号の「重要な税務上の繰越欠損金」及び「非経常的な特別の原因により発生したもの」に関する明確化（35番、38番～40番）
- 例示区分5号の「債務超過の状況にある会社」及び「短期間に当該状況の解消が見込まれ（る）場合」に関する明確化（41番～42番）
- 個別税効果実務指針第21項における繰延税金資産の回収可能性の判断要件についての規定の明確化（19番）
- 個別税効果実務指針第21項における繰越欠損金及び税額控除の回収可能性に関する規定の明確化（20番）
- 監査委員会報告第66号第3項の繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順を踏まえた課税所得の定義の明確化（45番）
- 監査委員会報告第66号における例示区分等の繰延税金資産の回収可能性に関する注記（12番～13番）

主に監査委員会報告第70号に関連する論点

- 将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異（43番～44番）
- その他有価証券の評価差額に係る税効果（48番）
- 償却資産の減損損失に係る税効果（49番）

グループ3

個別の特定の取引に関する取扱いなどグループ1及びグループ2以外の論点

組織再編やグループ税制に関連する論点

- 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果（5番）
- グループ法人税制の適用下で個別財務諸表上で計上された寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果（14番）
- 無対価組織再編に係る税効果（23番～24番）
- 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合の税効果（25番）
- 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果（26番）
- その他の包括利益に対する課税（連結納税加入時のその他有価証券の時価評価課税）（55番）
- 連結納税離脱の際の税効果（60番）

回収可能性に関連する論点

- 個別財務諸表におけるスケジューリングの連結財務諸表の観点からの見直し（10番）
- 新設会社における回収可能性（46番）
- 繰延ヘッジ損失に係る繰延税金資産の回収可能性（61番）

開示に関連する論点

- 繰延税金資産の重要な増加減少についての理由の注記（11番）
- 繰延税金資産から控除した額の開示（22番）
- 未払法人税等と未収還付法人税等の表示（53番）

その他の論点

- 在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果（7番）
- 連結税効果実務指針第48項の数値例（15番）
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（18番）
- 中間財務諸表及び四半期財務諸表における簡便法（27番～28番、59番）

- 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類 (50 番)
- 住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い (54 番)
- 追徴税額の会計処理 (51 番～52 番)
- 対象とする税金の範囲 (56 番～58 番)
- 会計基準等の体系など (62 番)

検討の中では取り扱わないもの（監査に関連するもの）

- 監査委員会報告第 66 号における経営者確認書の入手の規定 (47 番)

以 上